

1 量の見込みについて

見込み量に関する事項は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）において、次のように示されています（墨田区子ども・子育て会議第1回資料参照）。

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

- ・市町村及び都道府県は、法の基本理念、子ども・子育て支援の意義を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。その際、次世代育成支援行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析・評価を行うこと。
- ・子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっては、市町村は、四半期ごとを目途として都道府県が定める時期に、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の進捗状況等の事項を、都道府県に報告するなど、関係部局間の連携を促進し、必要な体制の整備を図ること。
- ・計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、「利用希望把握調査」等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、地域の实情に応じて、子ども・子育て支援事業計画において、計画期間内における具体的な目標設定を行うこと。
- ・利用希望把握調査の実施に当たっては、地域の实情に応じた適切な区域で行うこと。
- ・計画を定め、又は変更しようとするときは、審議会その他の合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くほか、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること。
- ・子ども・子育て支援事業計画は、その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする必要がある。
- ・他の法律の規定による計画で、子ども・子育て支援事業計画と盛り込む内容が重複するものについては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして作成して差し支えない。

墨田区では「墨田区子ども・子育て会議」

利用希望把握調査等により把握した利用希望を勘案して、量の見込みを設定するように示されている事業

- ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
- ・ 利用者支援に関する事業
- ・ 時間外保育事業
- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 子育て援助活動支援事業

国においては、第11回子ども・子育て会議等にて、保育の必要性の認定基準がとりまとめられたことを受けて、平成26年1月20日に、利用希望把握調査の結果等から具体的な量の見込みを算出するための「作業の手引き」及び「ワークシート」が発出されました。また、1月24日には、子ども・子育て支援新制度地方自治体担当者向け説明会が開催され、東京都においても2月3日に説明会が行われました。

なお、国では、各市町村において算出されるこの量の見込みについて、平成26年4月中旬に調査を実施予定としていますが、東京都においては平成26年2月末日までにワークシート提出の依頼があり、都において事前協議・調整を終えたものを各自治体の子ども・子育て会議に提出することが示されています。なお、子ども・子育て会議等の議論等によって見込み量の修正がある場合は、ワークシートを再提出することとされています。

図表 1 「量の見込み」を算出する項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5 歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5 歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5 歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0 歳、1・2 歳
4	時間外保育事業	0～5 歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3 年生、4～6 年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18 歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2 歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5 歳
		0～5 歳
9	病児保育事業	0～5 歳、1～6 年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5 歳、1～3 年生、 4～6 年生
11	利用者支援事業	0～5 歳、1～6 年生

子ども・子育て支援新制度地方自治体担当者向け説明会（H26.1.24）資料等より作成

（1）家庭類型の分類

ニーズ調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、父母の就労状況により「家庭類型」を以下のタイプAからタイプFの8種類を類型化します。また、「家庭類型」は、**現在の家庭類型**と、**母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型**の種類ごとの分布を算出します。次に、子どもの年齢区分により、0歳、1・2歳、3歳以上、0歳～就学前の4パターンを作成します（図表3）。

図表 2 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況	
タイプA	ひとり親家庭	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプC	フルタイム×パートタイム （就労時間：月120時間以上＋下限時間※～120時間の一部）	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプC'	フルタイム×パートタイム （就労時間：月下限時間未満＋下限時間※～120時間の一部）	就労時間短家庭
タイプD	専業主婦（夫）	就労時間短家庭
タイプE	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間※～120時間の一部）	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプE'	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間※～120時間の一部）	就労時間短家庭
タイプF	無業×無業	就労時間短家庭

※各自治体における保育の必要性の下限時間（48時間～64時間の間で市町村が定める時間）を「下限時間」と記載

※墨田区においては48時間を設定

図表 3 家庭類型のアウトプットイメージ

家庭類型区分		年齢区分別	年齢統合 (0歳～就学前)
タイプA:ひとり親家庭	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプB:フルタイム×フルタイム	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプC:フルタイム×パートタイム	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプC':フルタイム×パートタイム(短)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプD:専業主婦(夫)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプE:パート×パート	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプE':パート×パート(短)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプF:無業×無業	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	

- ◇「就労時間短家庭」は専業主婦家庭あるいは父母の就労時間の短い家庭として、「教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園）」に分類されます。
- ◇「保育の必要性の認定を受け得る家庭」は、年齢に応じて「保育認定②（認定こども園及び保育所）」、あるいは「保育認定③（認定こども園及び保育所、地域型保育）」に分類されます。
- ◇ただし、ひとり親家庭（タイプ A）、共働き家庭（タイプ B、タイプ C、タイプ E）のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される場合は、「保育認定①（幼稚園）」に分類されます。

図表 4 家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプC':フルタイム×パートタイム ・タイプD:専業主婦(夫) ・タイプE:パートタイム×パートタイム ・タイプF:無業×無業 	1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭>
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプA:ひとり親家庭 ・タイプB:フルタイム×フルタイム ・タイプC:フルタイム×パートタイム ・タイプE:パートタイム×パートタイム 	2 保育認定② (認定こども園及び保育所) 3 保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)
※ただし現在幼稚園利用	2 保育認定①(幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)

墨田区における現在の家庭類型と母親の就労意向を反映させた潜在的な家庭類型は以下の通りです。

図表 5 現状の家庭類型と潜在的な家庭類型

	人数	%		%
タイプ A:ひとり親	62	5.1		5.1
タイプ B:フル×フル	422	34.9		37.3
タイプ C:フル×パート	137	11.3		10.8
タイプ C':フル×パート(短)	44	3.6		3.5
タイプ D:専業主婦(夫)	481	39.8	➔	38.4
タイプ E:パート×パート	2	0.2		0.2
タイプ E':パート×パート(短)	1	0.1		0.0
タイプ F:無業×無業	5	0.4		0.2
無回答	54	4.5		4.5
全体	1208	100.0		100.0

各事業の量の見込みは、対象となる年齢の、対象となる潜在家庭類型ごと、各年度で設定することとなっています。

量の見込みの算出プロセスとしては、以下の3つの内、事業によって当てはまるものが適用され、手引きとともに示された、ワークシートに「潜在家庭類型集計結果」「推計児童数(人)」及び「利用意向率・日数・回数」を入力することで、量の見込みの推計結果が自動計算されることとなっています。

- (ア) 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」=量の見込み(人)
- (イ) 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」×「利用意向日数(日)」=量の見込み(人日)
- (ウ) 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」×「利用意向回数(回)」=量の見込み(人回)

※「家庭類型別児童数」は、「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」で算出されます。

(2) 教育・保育の量の見込みの算出

「教育・保育」の量の見込みの算出方法の概略は下表のとおりです。

※問番号、選択肢の番号は国のひな形調査票のものです。

	対象事業	対象児童年齢	対象となる潜在家庭類型	ニーズ調査結果からの利用意向算出方法
(1)	1号認定:教育標準時間認定 (認定こども園および幼稚園)	3~5歳	C、D、E、F	問16(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)で「1.幼稚園(通常就園時間の利用)」または「4.認定こども園」を選択した者の割合(無回答を除いて割り戻す)を対象の潜在家庭類型別に算出。
(2)	2号認定:保育認定① (幼稚園)	3~5歳	2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者	問15-1(平日定期的に利用している教育・保育の事業)で「1.幼稚園(通常就園時間の利用)」を選択した者の割合(無回答を除いて割り戻す)を対象の潜在家庭類型別に算出。
(3)	2号認定:保育認定② (認定こども園及び保育所)	3~5歳	A、B、C、E	問16(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)で「1.幼稚園(通常就園時間の利用)」から「10.居宅訪問型保育」のいずれかを選択した者の割合(無回答を除いて割り戻す)から、上記の2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)の割合を控除した割合を対象の潜在家庭類型別に算出。
(4)	3号認定:保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳、 1・2歳	A、B、C、E	問16(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)で「3.認可保育所」から「10.居宅訪問型保育」のいずれかを選択した者の割合(無回答を除いて割り戻す)を、0歳、1・2歳の区分で潜在家庭類型別に算出。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

	対象事業	事業対象 児童年齢	量の見込み 対象児童年齢	対象となる 潜在家庭類型	ニーズ調査結果からの利用意向 算出方法
(5)	時間外保育事業	0~5歳	0~5歳	A、B、C、E	問16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）に回答したもののうち、「3. 認可保育所」から「10. 居宅訪問型保育」のいずれかを選択している、かつ、問15-2（2）（利用希望時間）で、「18時以降」と記入してある場合の割合（無回答を除いて割り戻す）を対象の潜在家庭類型別に算出。
(6)	放課後児童健全育成事業	1~3年生、 4~6年生	5歳児	A、B、C、E	低学年については、問26（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「6. 放課後児童クラブ」を選択した割合（無回答を除いて割り戻す）を、対象の潜在家庭類型別に算出。 高学年については、問27（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「6. 放課後児童クラブ」を選択した割合（無回答を除いて割り戻す）を、対象の潜在家庭類型別に算出。 ただし、「6. 放課後児童クラブ」の利用希望を選択し、かつ、6以外の選択肢も選択している者について、「6. 放課後児童クラブ」の利用希望が週1~2回程度であれば、各市町村の実情に応じて、当該者の割合を控除して算出することも可能。
(7)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0~18歳	0~5歳	すべて	<u>〔利用意向率〕</u> 問25（泊りがけの預け先）に回答した者のうち、「イ. 短期入所生活援助事業を利用した」、「オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した者の割合を、対象の潜在家庭類型別に算出。 ただし、「エ. 仕方なく子どもを同行させた」や、問25-1（親族・知人にみてもらった時の困難度）の設問を設けている場合、「ア.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と回答した者のうち、「1. 非常に困難」「2. どちらかというと困難」と回答した割合を加えることも可能。 <u>〔利用意向日数〕</u> 問25に回答した者のうち、「イ. 短期入所生活援助事業を利用した」、「オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」に回答のあった者の「平均日数」を対象の潜在家庭類型別に算出。利用意向率で算入対象を広げている場合は、当該選択肢も含めた「平均日数」を算出。

	対象事業	事業対象 児童年齢	量の見込み 対象児童年齢	対象となる 潜在家庭類型	ニーズ調査結果からの利用意向 算出方法
(8)	地域子育て支援拠点事業	0～2歳	0～2歳	すべて	<p>〔利用意向率〕</p> <p>問 17（地域子育て支援拠点事業の利用状況）で「1. 地域子育て支援拠点事業」を利用していると回答した者の人数と、問 18（地域子育て支援拠点事業の利用意向）で、「1. 利用していないが、今後利用したい」と回答した者の人数を、回答者全体の人数（問 17 または問 18 の無回答の人数を除く）で割ったものを、対象の潜在家庭類型別に算出。</p> <p>〔利用意向回数〕</p> <p>問 17 で「1. 地域子育て支援拠点事業」を利用していると回答した者と、問 18 で、「1. 利用していないが、今後利用したい」「2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した者の「月当たり平均利用回数」を対象の潜在家庭類型別に算出。</p>
(9)	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	3～5歳	3～5歳	1号認定による利用 C、D、E、F	<p>〔利用意向率〕</p> <p>ア 問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で、「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「4. 認定こども園」を選択かつ問 24（不定期事業の利用意向）で、「1. 利用したい」と選択した者が、これらの間の回答者数に占める割合を対象の潜在家庭類型別に算出。</p> <p>イ 問 15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」を選択かつ問 23（不定期事業の利用状況）で、「1. 一時預かり」から「6. その他」を選択した者のうち、問 23 で「1. 一時預かり」または「2. 幼稚園の預かり保育」を選択した者の割合を対象の潜在家庭類型別に算出。</p> <p>ア×イで利用意向率を算出。</p> <p>〔利用意向日数〕</p> <p>問 24 で「1. 利用したい」に回答のあった者の「平均日数」を対象の潜在家庭類型別に算出。</p>
		3～5歳	3～5歳	2号認定による利用 A、B、C、E	<p>〔利用意向率〕</p> <p>2号認定の内、幼児期の学校教育の利用希望が強い場合は、幼稚園における在園児を対象とした一時預かりでニーズをカバーすることから、利用意</p>

ここで利用する、「家庭類型別児童数（人）」は、教育・保育の量の見込みで算出した「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者」の数

	対象事業	事業対象 児童年齢	量の見込み 対象児童年齢	対象となる 潜在家庭類型	ニーズ調査結果からの利用意向 算出方法
					<p>向率は1.0とする(該当するすべての対象者が利用と仮定)。</p> <p><u>[利用意向日数]</u></p> <p>2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの問12(1)-1で把握する「就労日数」(1週当たりα日\times52週)。</p> <p>問21(長期休暇中の幼稚園の利用希望)の結果を勘案することや、問24で「1.利用したい」に回答のあった者の「ア 私用、リフレッシュ目的」及び「イ 冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」の平均日数を勘案することも可能。</p>
(10)	■一時預かり事業 ・その他※(9)以外	0~5歳	0~5歳	すべて	<p><u>[利用意向率]</u></p> <p>問24(不定期事業の利用意向)に回答した者のうち、「1.利用したい」を選択した者の割合を対象の潜在家庭類型別に算出。</p> <p><u>[利用意向日数]</u></p> <p>問24で、「1.利用したい」に回答のあった者の「平均日数」を対象の潜在家庭類型別に算出。</p> <p>◇上記の方法により算出した見込み量が市町村の実情に合わない場合(見込み量がゼロになるなど)は、0~2歳を対象として量の見込みを算出することも可能。</p>
	■子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	0~18歳			
	■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])	0~5歳			
(11)	■病児保育事業 ■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])	0~5歳 1~6年生	0~5歳	A、B、C、E	<p><u>[利用意向率]</u> (病児・病後児の発生頻度)</p> <p>問22-1(病気やけがで事業ができなかった場合の対処方法)で、「ア.父親が休んだ」「イ.母親が休んだ」に回答した者のうち、問22-2(病児・病後児保育等の利用意向)で「1.できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した者と、</p> <p>問22-1で「オ.病児・病後児の保育を利用した」「キ.ファミリー・サポート・センターを利用した」「ク.仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した者の合計を問22の回答者全員で割り、対象の潜在家庭類型別に算出。</p> <p><u>[利用意向日数]</u></p> <p>問22-2で「1.できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答があった日数の総計と、問22-1で「オ.病児・病後児の保育を利用した」「キ.ファミリー・サポート・センターを利用し</p>

	対象事業	事業対象 児童年齢	量の見込み 対象児童年齢	対象となる 潜在家庭類型	ニーズ調査結果からの利用意向 算出方法
					た」「ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した日数の総計を足し合わせた「日数の総計」について、問 22-2 で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」、問 22-1 で「オ. 病児・病後児の保育を利用した」「キ. ファミリー・サポート・センターを利用した」「ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」のいずれかに回答があった人数の合計（「延べ」でなく「実人数」、「0日」回答は除く）で割り、対象の潜在家庭類型別に算出。
(12)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）就学児のみ	1～3年生、 4～6年生	5歳児	すべて	<p>〔利用意向率〕</p> <p>低学年については、問 26（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「7. ファミリー・サポート・センター」を選択した割合（無回答を除いて割り戻す）を対象の潜在家庭類型別に算出。</p> <p>高学年については、問 27（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「7. ファミリー・サポート・センター」を選択した割合（無回答を除いて割り戻す）を対象の潜在家庭類型別に算出。</p> <p>〔利用意向日数〕</p> <p>低学年は問 26、高学年は問 27 で「7. ファミリー・サポート・センター」と回答のあったものの平均日数を対象の潜在家庭類型別に算出。</p>
(13)	利用者支援事業	0～5歳、 1～6年生	0～5歳	すべて	<p>教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みを算出。</p> <p>子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから、例えば複数の中学校区（2中学校区など）に1箇所などを目安として、箇所数で設定。</p>